

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月18日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(再任用)</p> <p><b>第22条</b> 教職員の再任用は、希望する者の中から選考により行うものとする。</p> <p>2 再任用者の職名は、<u>校長</u>、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、<u>事務主幹</u>、主査、主任及び主事とする。</p> <p>(別記様式)</p> <p>辞令書</p> <p>(略)</p> <p>辞令書記入要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III (発令事項)欄の記入</p> <p>(略)</p> <p>1~18 (略)</p> <p>19 再任用</p> <p>(1) <u>校長に再任用する場合</u>  <u>(市町村)公立学校校長に再任用する</u>  <u>(市町村)立(○○小・中・特別支援)学校長に補する</u>  <u>教育職(二)4級に決定する</u>  <u>平成 年 月 日から</u>  <u>期間</u>  <u>平成 年 月 日まで</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>注 特別支援学校の場合  <u>校長・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の</u>  <u>給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>事務主幹、主査、主任又は主事に再任用する場合</u>  (略)</p> <p>注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週○勤務)」を加える。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>IV (略)</p>	<p>(再任用)</p> <p><b>第22条</b> 教職員の再任用は、希望する者の中から選考により行うものとする。</p> <p>2 再任用者の職名は、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、主査、主任及び主事とする。</p> <p>(別記様式)</p> <p>辞令書</p> <p>(略)</p> <p>辞令書記入要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III (発令事項)欄の記入</p> <p>(略)</p> <p>1~18 (略)</p> <p>19 再任用</p> <p>(1) (略)</p> <p>注 特別支援学校の場合、<u>給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 主査、主任又は主事に再任用する場合  (略)</p> <p>注 (1)から(3)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週○勤務)」を加える。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>IV (略)</p>